

令和4年(2022年)7月1日

京 田 辺 市

## 地区計画の区域内における行為の届出について

地区計画の区域内において建築行為等を行う場合には、都市計画法第58条の2第1項の規定により、本市に届出を行う必要があります。

### 1 届出が必要な行為

#### (1) 土地の区画形質の変更

道路・宅地の造成、駐車場の整備等で、切土・盛土を行う場合

※都市計画法第29条に規定する開発許可を要する行為を除く。

#### (2) 建築物の建築又は工作物の建設

建築物の新築、増築、改築、移転又は工作物（門・塀・擁壁・広告物等）の建設を行う場合

※建築確認申請が不要な建築行為も届出が必要です。

#### (3) 建築物等の用途変更

建築物等の用途の制限が定められている区域内で、用途の変更を行う場合

#### (4) 建築物等の形態又は意匠の変更

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている区域内で、これらの変更を行う場合

#### (5) 木材の伐採

樹林地、草地等の保全に関する制限が定められている区域内で、樹木等の伐採を行う場合

※本市の定める地区計画区域内では届出不要です。

#### (6) 土石、廃棄物又は再生資源の堆積

土石、廃棄物又は再生資源の堆積に関する制限が定められている区域内で、土石等の堆積を行う場合

※本市の定める地区計画区域内では届出不要です。

### 2 届出の時期

行為に着手する日の30日前までに届出してください。

### 3 届出に必要な書類

#### (1)すべての行為に共通して必要な書類

①届出書

②委任状（任意様式（押印必要）、代理人が届出を行う場合に必要。連絡先を記載すること。）

③付近見取図（縮尺1/2,500、位置を赤印にて示すこと。）

#### (2)行為の種類に応じて必要となる図書

行為の種類	図面の種類	備考
土地の区画形質の変更	設計図	<ul style="list-style-type: none"><li>・縮尺1/100以上</li><li>・現況図</li><li>・土地利用計画図</li><li>・造成計画平面図、造成計画断面図</li></ul>
建築物の建築又は工作物の建設、建築物等の用途変更	配置図	<ul style="list-style-type: none"><li>・縮尺1/100以上</li><li>・方位、敷地境界線、敷地内の建築物（工作物）の位置、壁面後退線（壁面の位置の制限がある場合に朱書き）、敷地に接する道路の位置及び幅員を表示</li></ul>
	立面図	<ul style="list-style-type: none"><li>・縮尺1/50以上</li><li>・2面以上</li><li>・建築物の軒高、最高高さを表示</li><li>・工作物の地盤面からの高さを表示</li></ul>
	各階平面図	<ul style="list-style-type: none"><li>・縮尺1/50以上</li></ul> <p>※建築物である場合に限る。</p>
建築物等の形態又は意匠の変更	配置図	<ul style="list-style-type: none"><li>・縮尺1/100以上</li><li>・方位、敷地境界線、敷地内の建築物（工作物）の位置、壁面後退線（壁面の位置の制限がある場合に朱書き）、敷地に接する道路の位置及び幅員を表示</li></ul>
	立面図	<ul style="list-style-type: none"><li>・縮尺1/50以上</li><li>・2面以上</li><li>・建築物の軒高、最高高さを表示</li><li>・地盤面からの工作物の高さを表示</li></ul>
その他参考となるべき事項を記載した図書	建築物等の敷地面積の制限がある区域は、敷地求積図	
	建築物等の意匠（色彩）の制限がある区域は、建築物等の計画色を着色し、かつ、色の名称を表す図面（立面図と兼用も可）	
	屋外広告物に関する制限がある区域は、広告物の寸法、表示面積、構造を表す図面	
	かき又はさく等の構造の制限がある区域は、外構の配置、立面、構造を表す図面	

（注）届出の行為が複数にまたがる場合は、必要な図書を組み合わせてください。

申請内容によっては、上記以外にも参考図書の添付を求める場合があります。

#### (3)届出書の記入についての注意事項

- ①地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記入してください。
- ②届出者については、行為を行う者の住所及び氏名を記入してください。(代理人名は不可)
- ③行為の場所について、土地区画整理事業施工中（仮換地）の区域については、従前地と街区番号を併記してください。

(4)提出部数

上記(1)(2)の書類を正・副各一部提出願います。

(届出の体裁は、届出書を上にして、必要書類をA4サイズの左綴じにして下さい。)

(5)提出先

京田辺市建設部開発指導課 (TEL0774-64-1348)

※地区計画の内容に関することは、下記6の計画交通課までお問い合わせください。

#### 4 行為の変更届出

地区計画の届出を行った後に、その届出に係る事項（設計又は施行方法）を変更しようとするときは、都市計画法第58条の2第2項の規定により、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに本市に届出が必要です。

(1)提出書類

①変更届出書

②委任状（任意様式（押印必要）、代理人が届出を行う場合に必要。連絡先を記載すること。）

③位置図（縮尺1/2,500、位置を赤印にて示すこと。）

④行為の種類に応じて必要となる図書のうち、変更部分を明示する図書

(2)提出部数

上記(1)の書類を正・副各一部提出願います。

(届出の体裁は、変更届出書を上にして、必要書類をA4サイズの左綴じにして下さい。)

(3)提出先

京田辺市建設部開発指導課 (TEL0774-64-1348)

※地区計画の内容に関することは、下記6の計画交通課までお問い合わせください。

#### 5 注意事項

(1)当該行為が京田辺市開発行為等の手続等に関する条例に基づく開発行為等の協議が必要な行為に該当する場合は、当該協議を完了したうえで、届出を行ってください。

(2)建築確認申請が必要な行為及び土地区画整理事業施工中（仮換地）の区域における行為については、別途、建築確認申請に関する事前協議並びに土地区画整理法76条の許可申請が必要です。

## 6 問い合わせ先

京田辺市建設部計画交通課都市計画係

TEL0774-63-1219 FAX0774-62-2844